

農林水産省における独立行政法人の評価体制及び手順について

1 農林水産大臣による評価の実施

独立行政法人通則法に基づき、農林水産大臣自らが、所管する独立行政法人の業績評価を実施。評価書案の作成に当たっては、農林水産省においては「農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を設け、外部有識者の意見を聴取。

2 評価の手順

① 法人からの自己評価書の提出

② 法人役員からのヒアリング

③ 有識者からの意見聴取（必須）

家畜改良センター部会
(令和5年7月12日開催)

④ ②と③を踏まえ法人所管部局において評価書案を作成

⑤ 大臣官房広報評価課が評価書案の点検

⑥ 法人所管部局による決裁手続後、評価書が決定

⑦ 評価書の通知及び公表（8月予定）

3 評価基準（家畜改良センターの業務実績の評価方法）

定量的評価指標	「〇〇以上」、「少なくとも〇〇」の記述となっている項目 S：目標値に対する達成度合が120%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた場合 A：目標値に対する達成度合が120%以上 <u>B：目標値に対する達成度合が100%以上120%未満</u> C：目標値に対する達成度合が80%以上100%未満 D：目標値に対する達成度合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる。
定性的評価指標	S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。 (中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある) A：計画を上回る成果が得られた。 <u>B：計画どおり順調に実施された。</u> (このペースを維持すれば中期目標達成可能) C：計画どおり実施されず、改善を要する。 (一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。) D：計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる。